



労使問題への対応

弁護士 西山一博

私が弁護士登録した平成10年ごろに比べて、企業内のコンプライアンスはかなり進んだ印象があります。それでも、労使トラブルは当然なくなるものではなく、ただしその内容や性質は変わってきているように思います。

1 裁判

平成18年4月から労働審判の運用が始まり、現在未払残業代やパワハラによる損害賠償など、労使関係における裁判は、通常の訴訟ではなく労働審判によることも多くなりました。

労働審判は、第1回期日までにすべての主張・立証を尽くす必要があります、原則として3回で終了します。従って、**労働審判が起きた場合は1日でも早く弁護士に相談し、その後の対応を検討する必要があります。**

労働審判も裁判所で行いますが、裁判所以外で行う手続きとして、労働局のあっせん制度などがあります。原則1回しか行わないので、期日前にしっかり弁護士に相談して臨む必要があります。

以上のように、複数の種類の手続きがあるので、それぞれに応じた対応を検討する必要があります。

2 労働組合等との団体交渉

労働組合等との団体交渉については、以前に比べると、(あくまで比較的ですが)厳しい言い合いになることは少なくなったように思います。その大きな要因は、昔に比べて企業のコンプライアンスが進み、労働者との間の主張の隔たりが(比較的)小さいからであろうと考えています。しかし、あくまで比較的であり、一度団体交渉になると、やはりお互いに少なくないストレスを抱えて話し合いを続けることが少なくありません。

言うは易しでなかなか難しいところですが、『**対話**』が**重要な鍵**を握っていると思っています。そうなる前に、あるいは残念ながらそうなってしまった時には、ご相談いただければ**問題の直接的な原因だけではなく、そこへ至った背景にある原因を含め、分析・検討しお応えさせていただきます。**

3 1や2に至る前の段階で

裁判や団体交渉などになる前の話し合いや、相手の方に伝える前などの段階で、どのように伝えるべきかと言う相談もお受けしています。できればこの前段階から、**その後の展開を想像しながら進め方を考えることが、紛争をかなり予防できる手段**だと思っています。法律相談の中でもよく、『**裁判で勝訴すること**』よりも『**裁判にならずに円満に解決すること**』がより良い解決である、とお話しています。

知っておくべき 交通事故実務 その1

人身事故の示談金の内、「休業損害」という項目があります。主婦には休業損害はない、パートタイムで働いている主婦はパートを休んだ分のみとなるのではなく、**主婦業としての休業損害が発生**します。また、日額は、自賠責保険で認められる6,100円(2020年3月31日以前の事故は5,700円)ではなく、女子平均賃金の約1万円となります。その結果、夫婦で事故に遭い、治療期間が同じ場合、会社員である夫より、**主婦である妻の方が示談金が高くなる**ことが多くあります。**休業損害に限らず、知らずに示談して損をすることは多いので、損害額の提示を受けた時には、示談する前に必ず相談することをお勧めします。**



西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 柳川 豊

TEL052-957-1106 <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

